

産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する検討会の開催について

1. 趣旨

産業廃棄物の処理に関しては、平成12年の廃棄物処理法改正以降、排出事業者責任が徹底され、排出事業者責任の下での適正な処理の確保に向けた施策が進められてきているところである。これにより産業廃棄物処理業者の優良化、優良な処理施設設置の円滑化など、さらに確実かつ適正な処理を推進していく必要がある。

また、これに関連した動きとして、産業廃棄物に係る法定外目的税については、三重県を始め、中国3県、北九州市及び北東北3県において条例制定され、その他多くの県で具体化に向けた取組が進んでいる。

産業廃棄物行政の立場からは、産業廃棄物に係る法定外目的税については、地方公共団体において産業廃棄物政策を充実していくための財源となり、処理業者の優良化、優良な施設の設置の円滑化、リサイクルの促進などにつながる事となるほか、産業廃棄物の減量にもつながると考えられるため、政策手段として有意義なものとして受け止めている。一方、課税による影響として、不法投棄、区域外からの流入の抑制、追い出しなどの留意すべき点もあると考えている。

環境省としては、全国的に円滑な産業廃棄物処理を目指していくという立場、視点から、産業廃棄物行政とこれに関連する税について、産業廃棄物行政における新しい政策手段としてどのように考え、どのように対応すべきか、しっかりと研究する必要があると考えている。

このため、産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方について詳細に検討する場として、検討会を開催する。

2. 会議の検討事項

- (1) 地方公共団体の産業廃棄物に係る税導入・検討の背景や考え方、実情、効果と影響等
- (2) 産業廃棄物政策において税という手法を用いることについて整理すべき論点
- (3) 全国的な視点からは産業廃棄物に係る税をどう考えるべきか
- (4) 産業廃棄物政策における産業廃棄物に係る税の位置付け
- (5) その他産業廃棄物処理と産業廃棄物に係る税をめぐる課題

3. 検討スケジュール

平成15年1月31日に第1回会合を開催する。以降、月1回程度開催し平成15年夏ごろまでを目途に、中間的な論点整理を行う。

その後も、検討会で議論を継続し、年末を目途に一定の結論を得ることを目指す。